

平成29年3月

大原・桂木防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド (災害初動対応計画書)



平成28年度

《地域おたすけガイドについて》

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動するとき活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが原則です。
- 地域の皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。



令和6年3月 一部修正



大原・桂木防災福祉コミュニティ運営本部設置基準

- 震度5弱以上の地震による災害が発生した場合。
- 地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 大雨等で神戸市（土砂災害警戒区域）に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、助けを必要としている方の多くが近隣の方々の助け合いにより救出されました。地震等の大規模な災害時には、消防などの公的な救助機関が現場に駆けつけるとは限りません。
初動時には、近隣の方々による助け合い（共助）が重要です。
周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

◎防コミ運営本部設置場所	大原・桂木地域福祉センター ※福祉避難所として利用する場合があるので注意が必要		
◎ブロック本部設置場所	ブロック単位での本部は、設置しない		
◎防災資機材庫の設置場所	大原西公園	桂木集会所	地域福祉センター
◎緊急避難場所・避難所 ★神戸市の指定	⑯大原中学校	⑯桂木小学校	※○数字は、北区の避難所番号
◎地域で決めた一時避難場所 ※公園・屋内など	Ⓐ大原1丁目 ⇒大原東公園	Ⓐルモングレース ⇒マツヨシ玄関前	Ⓐ大原2・3丁目 ⇒大原2丁目・3丁目集会所
	Ⓐサンシティ ⇒大原北公園	Ⓐユーロフォーラム ⇒大原山テニスコート	Ⓐ桂木1丁目 ⇒1丁目内
	Ⓐ桂木2丁目 ⇒桂木中公園	Ⓐ桂木3丁目 ⇒桂木北公園	Ⓐ桂木4丁目 ⇒別当谷公園
	Ⓐウィルコート ⇒集会所前	Ⓐソレアード ⇒マンション前	Ⓐミニストップ
◎屋外の緊急避難場所 ★神戸市の指定	すずらん公園	南五葉小学校グラウンド	ひよどり越墓園
◎防災行政無線の設置場所	地域福祉センター	桂木児童館	
◎小・中学校の鍵の保管場所	桂木児童館		

大原西公園 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：大原3丁目11番

鍵保管者：

品 名	数 量	購入年
布バケツ	20	平成14年
スコップ	9	平成14年
バール	3	平成14年
おりたたみ鋸	8	平成14年
斧	2	平成14年
ハンマー	5	平成14年
簡易ジャッキー	2	平成14年
つるはし	5	平成14年
ボルトクリッパー	2	平成14年
折りたたみ担架	1	平成14年
鳶口	2	平成14年
ヘルメット	12	平成14年
腕章	30	平成14年
ジャンパー	15	平成14年
トランジスタメガホン	2	平成14年
広報訓練用拡声器	1	平成14年
救急セット	1	平成14年



桂木集会所 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：桂木1丁目7番

鍵保管者：

品 名	数 量	購入年
布バケツ	30	平成14年
スコップ	9	平成14年
バール	3	平成14年
おりたたみ鋸	8	平成14年
斧	1	平成14年
ハンマー	5	平成14年
簡易ジャッキー	2	平成14年
つるはし	5	平成14年
ボルトクリッパー	2	平成14年
折りたたみ担架	2	平成14年
鳶口	2	平成14年
救助用安全帯	1	平成14年
ヘルメット	12	平成14年
皮手袋	10	平成14年
腕章	30	平成14年
ジャンパー	15	平成14年
トランジスタメガホン	2	平成14年
広報訓練用拡声器	1	平成14年
救急セット	1	平成14年



地域福祉センター 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：大原3丁目20番21号

鍵保管者：

品 名	数 量	購入年
訓練用水消火器	10	平成14年
チェーンソー	1	平成14年
チェーンソー	1	平成29年
搬送用リヤカー	1	平成22年頃
搬送用リヤカー	1	平成23年
携帯用発電機	1	平成14年
携帯用発電機	1	平成17年頃



◎地震（災害発生直後）

個人の行動



1. 地震発生直後の安全確保

《安全の確保》

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
※ガスコンロや石油ストーブなどは、無理をして火を消す必要はない。
- ブレーカーを切る。
- 家族の安全を確認する。
※離れている場合は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用しましょう。
- 割れたガラスなどに注意する。
- 出入り口の扉を開ける。
- 火災が発生すれば消火器などで初期消火を行う。
- 靴を履き、庭に出る。
- 雨戸・シャッターを閉める。
- ペットの安全確保。

《情 報》

- ラジオ・テレビなどで情報の確認。
- ひとり暮らしの人の確認。
- 近隣への声掛け。

《生 活》

- 浴槽や水の貯められそうな容器に水を貯める。
- 家屋の損傷の確認。

《携行品》

- 防災袋を持参する。
※携帯ラジオ・電池・充電器・数日分の食料・常備薬・お薬手帳などを含む。
- 携帯電話を持参する。
- お金・免許証・保険証・印鑑・車のカギなどの貴重品を持参する。
- 防寒着の持ち出し（冬）。

《移 動》

- 神戸市広報紙「くらしの防災ガイド」を参考に避難経路を考える。
- 避難所や地域福祉センターへ移動する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2. ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は、防災資機材庫で消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。
- ★防災活動時は、防コミのジャンパー等を着用し明確にする。

3. 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
- ★地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよい。

4. 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
- ★ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

- 自治会の安否確認結果をまとめる。
- 登下校中、在校中の子供の安否確認。

5. 消火活動

- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- 地域にある消火器具等を活用し消火活動を行う。
- 隣近所の避難誘導を行う。
- 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6. 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
- 救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- AED を準備する。
- 負傷者のトリアージ（重症度選別）を行う。

7. 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8. 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9. 避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を立ちあげる。配置も考える。
- 避難者名簿の作成。
- 避難所の開設（力ギを持参する）。

10. リーダーの順位

- 第1：会長 ⇒ 第2：副会長（大原） ⇒ 第3：副会長（桂木）

◎風水害（災害発生前）

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ、インターネット等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者・危険個所地域に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。
- 危険個所の見回り。
→危険と思われる場合は、やめる
- 避難所の受け入れ態勢可能の発信。

3. 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4. 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5. 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。
- 傘ではなく雨衣・カッパを準備する。

◎風水害（災害発生直後）

1. 防災福祉コミュニティ運営本部による指揮

- 【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2. ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4. 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
★ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5. 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- 戸建て住宅で避難困難な人は、2階以上の階へ避難する。

6. 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7. 避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

《福祉避難所について》

- 神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、402箇所を「福祉避難所」に指定しています（2022年10月末時点）。
- 福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。
- 要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していくことになります。

数時間後～72時間ぐらいまで

1. 役割分担の見直し

□防災福祉コミュニティ役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2. 避難所の運営

□学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。

□女性や子育て家庭への配慮。

□同行避難してきたペットへの配慮。

★動物アレルギーなどの問題により、同行避難してきたペットであっても避難所施設内で生活を共にすることはできません。ペットは、運動場などの決められた場所で避難していただきます。

□災害時要援護者への配慮。

※要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

□福祉避難所（前項参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3. 生活情報の収集

□生活情報の収集及び住民への周知。

4. 防火・防犯パトロール

□パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。



活動指示書

情報収集・伝達

□防災福祉コミュニティ運営本部に情報を集約する。

- ・火災（ガス漏れなど）の発生場所
- ・建物などの倒壊場所（生埋め、閉じ込めなど）
- ・要援護者などの避難状況、安否状況
- ・情報集約シートを活用する。

□各班と連絡を取りあう。

- ・携帯電話などが不通の場合は、伝令員を指定し連絡する。
- ・伝令するときは、自転車などを活用する。

□ラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線などで得た情報を集約する。

□各班に指示した活動内などを地図や表で集約する。

- ・統括防災リーダーから、各班への指示内容を集約する。
- ・ホワイトボード、模造紙を活用する。

□本部へ参集途上に得た地域内の被害状況を集約する。

- ・各避難所へ避難してきた避難者からも情報収集する。

□消防、警察などから得た情報を集約する。





活動指示書

安否確認

□ 安否確認情報の収集

- ・避難者などから近隣の要援護者の状況を収集する。

□ 安否不明者の確認

- ・事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- ・事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力し安否確認を行う。

《訪問先での確認手順》

□ 外観の確認

- ・建物に甚大な被害がないか確認する。
- ・倒壊の危険がある場合は近づかない。

□ 声かけ・呼びかけ確認

- ・門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

□ ドアをノックする

- ・応答がない場合は、呼びかけと一緒にドアをノックする。

□ 庭、勝手口などの確認

- ・状況が把握できない場合は、庭や勝手口などを確認する。

《安否確認情報の集約》

□ 収集した情報は、情報作戦班とともに本部で集約する。



活動指示書

救助活動

□ 統括防災リーダーからの活動指示により活動を行う。

- ・ 詳細な情報は、情報班から収集する。

□ 地域の住民に協力を願って救出を行う。

- ・ 現場付近の住民に協力を要請する。
- ・ 現場で救助する人員を確保できない場合は、情報班と連携し、本部から人員の応援を得る。

□ 消防隊などが到着すれば、手伝える範囲で救助活動を行う。

□ 救出に必要な救助器具、防災器具を調達する。

- ・ 資源管理班と連携し、防災資機材庫などの機器を活用する。

□ 二次災害に注意しながら活動する。

□ 複数の人数で活動する。

《救出方法》

1. 閉じ込められている人には、声をかけて安心させ状況を聞き出す。
2. ジャッキやてこを利用して、かぶさっている物を持ち上げる。
3. できた空間に角材などを入れて支える。
4. 作業のしやすい場所から除去や破壊を行う。

活動指示書

消火活動



□火災発生の状況を運営本部に連絡する。

□地域の住民に協力を願って、消火器などによる初期消火を行う。

□消防隊が到着したら、有効な水利（小学校のプール等）の情報を伝える。

□あらゆる消火器具を活用し消火活動を行う。

- ・小型動力ポンプ、消火器、バケツリレー、など

《小型動力ポンプの使い方》

1. 吸管を水源に投入する。

2. エンジンをかける。

3. 真空ポンプで揚水する。

4. ホース、ノズルをつなぐ（ホースは1本20m）。

5. 放水する。



活動指示書

災害時要援護者の 避難支援

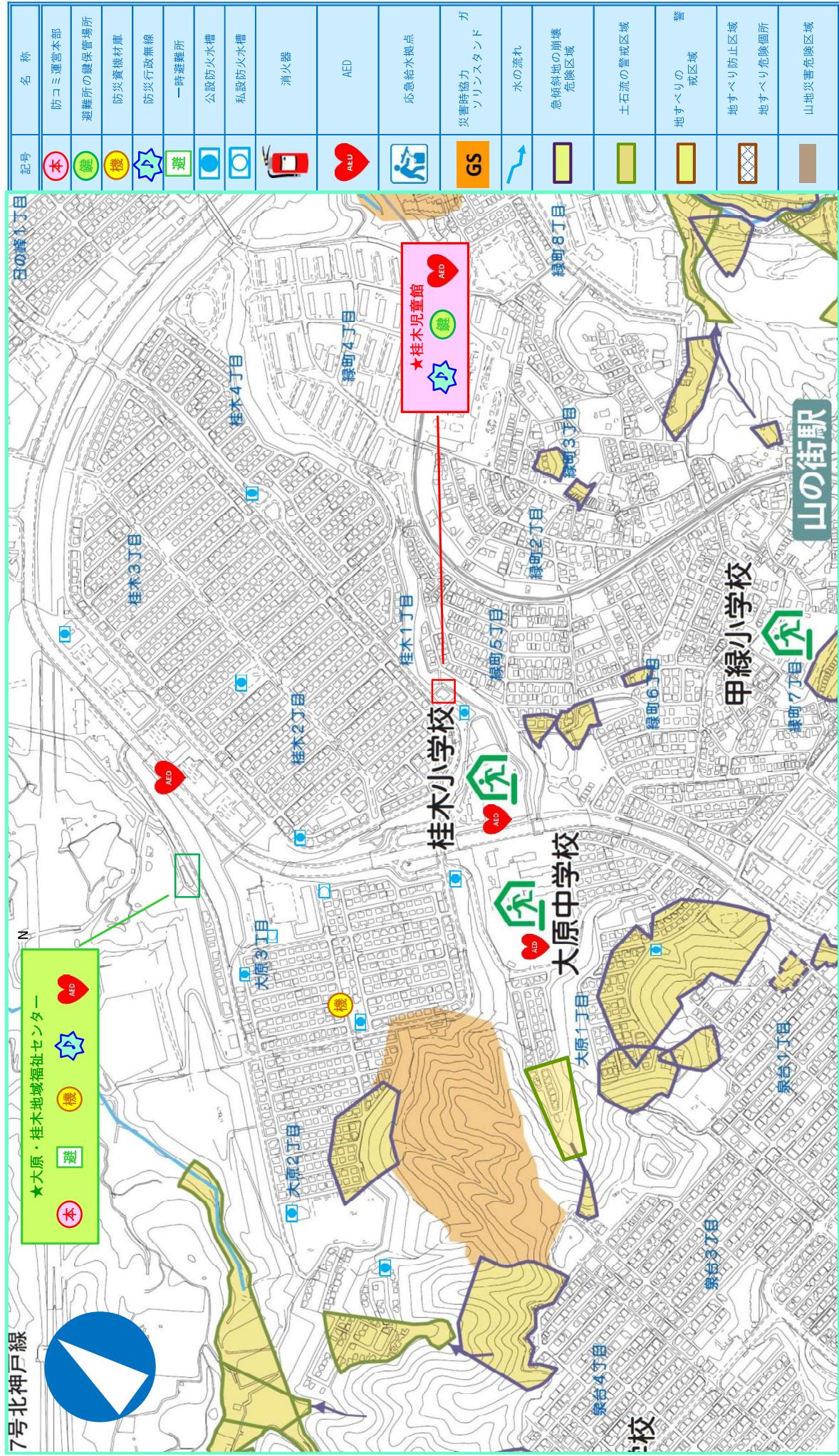
- 自宅の損傷の状況により、避難所などに避難する。
- 必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。

《避難支援のポイント》

1. 一人暮らし高齢者
 - ・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
2. 寝たきりの要介護高齢者
 - ・避難時は車いす、担架、ストレッチャーなどの補助器具が必要なことがある。
3. 認知症の人
 - ・安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
4. 視覚障がい者
 - ・音声による情報伝達や状況説明が必要。
 - ・避難誘導などの援助が必要。
5. 聴覚障がい者
 - ・補聴器の使用や、手話、文字、絵図などを活用した情報伝達、および状況説明が必要。
6. 言語障がい者
 - ・手話、筆談などによって状況を把握することが必要。
7. 在宅人工呼吸器使用者
 - ・避難所での電源確保が必要。

大原・桂木防災福祉コミュニティ防災マップ

2017.03



土砂災害わが家の避難マップ：北区 E-4引用